

(様式第1号)

受付番号	江議第 14 号
受付日	令和8年 3月 6日
送付日	令和8年 3月 6日
答弁期日	令和8年 3月 23日
答弁受理日	令和8年 3月 23日

江田島市議会議長 上松 英邦 様

会 派 名 無会派

質問者氏名 算本 語 

文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

1 質問項目

障害児通所支援事業者指定取消しに伴う、債権回収の見通し及び再発防止策について

2 質問の要旨

本年2月27日、本市において障害児通所支援事業を実施していた事業者が、人員基準違反及び不正請求により、指定取消し処分が行われた。

本件は、令和2年度から令和6年度にわたり不適切な運営が継続していたとされ、返還請求額は加算金を含め約2億2,500万円に上る重大事案である。

当該事業者は市内唯一の障害児通所支援事業者であり、その影響は利用児童及び保護者のみならず、本市財政及び行政運営全体にも及ぶものである。

翌28日には、事業者主催による保護者及び関係者向け説明会が開催され、謝罪とともに、事業を引き継ぐ新たな事業者の紹介が行われ、職員体制としては継続する旨の説明がなされたと承知している。

しかしながら、仮に法人が破産等に至り返還金の回収が困難となった場合、市財政への影

響は避けられない一方で、事業運営自体は実質的に継続されることとなる。

この構造について、市としての説明責任が十分に果たされているのか、慎重な検証が必要であるとする。

また、専門性の高い分野であるからこそ、今後の指定及び監督体制については、形式的な承継にとどまらない実効性ある仕組みの構築が求められる。

以上を踏まえ、次の点について伺う。

- (1) 本件不正は令和2年度から継続していたとされるが、本件事案が発覚するに至った経緯について、本市はどのような説明を受けているのか。また、本市が当該事実を把握した時期及びその経緯について説明されたい。
- (2) 県による指導・監査の実施状況について、市はどのような形で、どの程度の頻度で情報共有を受けていたのか。
- (3) 当該事業者からの給付費請求について、市は請求額及び請求内容をどのように把握していたのか。また、その内容について市として確認する仕組みはあったのか。
- (4) 本件に係る約2億2,500万円の返還請求について、市として想定している回収方法は何か。分割納付の可否や法的措置の検討状況を含めた、具体的な対応方針はあるか。
- (5) 返還金の回収完了までの見通しはあるか。回収に要する期間及び現時点で想定している回収可能性の分析状況はどうか。
- (6) 仮に法人の解散や破産手続開始等により回収が困難となった場合、本市の財政負担となる額の見込みはあるか。また、その整理はどのように行うのか。
- (7) 本件を踏まえ、県との連携を含む再発防止策及び市としての今後の関与の在り方をどのように整理していく考えか。また、本件のような不正の兆候を市が把握した場合、県への情報提供や対応要請を行う体制を整備していく考えはあるか。
- (8) 事業を引き継ぐ事業者の指定に当たり、市として意見を述べる機会があったのか。あった場合には、その内容及び反映状況を示されたい。
- (9) 再発防止の観点から、事業を引き継ぐ事業者の財務状況及び人員体制について、市はどのような確認を行っているのか。



(様式第2号)

令和8年3月23日

江田島市議会議員 上松 英邦 様

江田島市長 土手 三生
(福祉保健部)



文 書 質 問 答 弁 書

令和8年3月6日付け江議第14号で依頼の江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

障害児通所支援事業者指定取消しに伴う、債権回収の見通し及び再発防止策について

(2) 答弁内容

別紙のとおり



1 質問項目

障害児通所支援事業者指定取消しに伴う、債権回収の見通し及び再発防止策について

2 質問の要旨

本年2月27日、本市において障害児通所支援事業を実施していた事業者が、人員基準違反及び不正請求により、指定取消し処分が行われた。

本件は、令和2年度から令和6年度にわたり不適切な運営が継続していたとされ、返還請求額は加算金を含め約2億2,500万円に上る重大事案である。

当該事業者は市内唯一の障害児通所支援事業者であり、その影響は利用児童及び保護者のみならず、本市財政及び行政運営全体にも及ぶものである。

翌28日には、事業者主催による保護者及び関係者向け説明会が開催され、謝罪とともに、事業を引き継ぐ新たな事業者の紹介が行われ、職員体制としては継続する旨の説明がなされたと承知している。

しかしながら、仮に法人が破産等に至り返還金の回収が困難となった場合、市財政への影響は避けられない一方で、事業運営自体は実質的に継続されることとなる。

この構造について、市としての説明責任が十分に果たされているのか、慎重な検証が必要であると考えます。

また、専門性の高い分野であるからこそ、今後の指定及び監督体制については、形式的な承継にとどまらない実効性ある仕組みの構築が求められる。

以上を踏まえ、次の点について伺う。

- (1) 本件不正は令和2年度から継続していたとされるが、本件事案が発覚するに至った経緯について、本市はどのような説明を受けているのか。また、本市が当該事実を把握した時期及びその経緯について説明されたい。
- (2) 県による指導・監査の実施状況について、市はどのような形で、どの程度の頻度で情報共有を受けていたのか。
- (3) 当該事業者からの給付費請求について、市は請求額及び請求内容をどのように把握していたのか。また、その内容について市として確認する仕組みはあったのか。
- (4) 本件に係る約2億2,500万円の返還請求について、市として想定している回収方法は何か。分割納付の可否や法的措置の検討状況を含めた、具体的な対応方針はあるか。
- (5) 返還金の回収完了までの見通しはあるか。回収に要する期間及び現時点で想定している回収可能性の分析状況はどうか。

- (6) 仮に法人の解散や破産手続開始等により回収が困難となった場合、本市の財政負担となる額の見込みはあるか。また、その整理はどのように行うのか。
- (7) 本件を踏まえ、県との連携を含む再発防止策及び市としての今後の関与の在り方をどのように整理していく考えか。また、本件のような不正の兆候を市が把握した場合、県への情報提供や対応要請を行う体制を整備していく考えはあるか。
- (8) 事業を引き継ぐ事業者の指定に当たり、市として意見を述べる機会があったのか。あった場合には、その内容及び反映状況を示されたい。
- (9) 再発防止の観点から、事業を引き継ぐ事業者の財務状況及び人員体制について、市はどのような確認を行っているのか。

3 回答

(1) に対する回答

令和6年11月に呉市に対し、不適切な運営に関する通報があり、令和7年2月、呉市が呉市内に所在する事業所に対し監査を行ったところ、不適切な事務処理を行っていたことを確認しています。その情報を受け、広島県においても、江田島市内に所在する事業所に対し監査を行ったところ、同様に不適切な事務処理を行っていたことを確認しています。江田島市は、令和7年5月に、呉市及び広島県から情報を受け、当該事実を把握しました。

(2) に対する回答

広島県による指導・監査について、市町への情報提供は通常行われていません。

(3) に対する回答

事業者による障害児通所給付費は、事業者から広島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対し請求し、国保連合会が審査・支払いを行った後、江田島市に対し、当該給付費の請求があります。江田島市には、国保連合会から児童個々の利用日数や請求額など、給付費の実績データが送られますが、その内容では、人員配置基準違反や一日当たりの利用定員を超えているかなど、不正を確認することはできません。

(4) に対する回答

(株) 歩歩への返還請求は広島県が指定取消処分した令和8年2月27日付けで通知しています。高額な返還請求となるため、返還について呉市、江田島市及び(株) 歩歩で協議するための日程調整を現在行っているところです。

今後の協議により、分割による納付や、状況によっては市の顧問弁護士と相談し、法的措置も検討します。

(5) に対する回答

現時点では、返還金の回収完了までの見通しは立っていません。しかしながら、(株) 歩歩は返還の意思を示していますので、呉市とも連携を図り、(株) 歩歩と継続協議を行います。

(6) に対する回答

(株) 歩歩からの返還の有無に関わらず、不正請求額(約1億6,100万円)の4分の3の額(約1億2,100万円)を国・県に対し返還しなければなりません。その場合の財源は、一般財源で賄うこととなります。

返還金の回収が困難となった場合、江田島市の財政負担が大きくなることが懸念されます。

(7) に対する回答

江田島市では今回の件を受け、広島県に対し、江田島市内における広島県指定の事業所に対し運営指導を行う際には、情報提供をいただくとともに、運営指導に同行したい旨を依頼しています。

また、市民やその他関係者等から情報提供があった場合は、指定権者である広島県と連携を図り、事実の確認など適切に対応します。

(8) に対する回答

広島県が事業者を指定する際、事業者が提出する指定申請書に事業所が所在する市町の意見書を添えることとなっています。意見書の内容は、障害福祉計画・障害児福祉計画におけるサービス目標量との整合性や、当該サービスの需要等に関するものです。既に、江田島市から新たな法人に意見書を提出しています。

(9) に対する回答

事業者指定においては、新たな法人から指定権者である広島県に対し、財務状況、人員体制や組織体制などの書類を提出します。事業者指定は広島県の権限となり、広島県において審査が行われることから、江田島市としてその内容を確認することはありません。

しかしながら、再発防止の観点から、今後、その内容について情報提供をしていただけるよう広島県に要望します。